(写)

み 第 1707号 令和7年12月1日

大阪府環境審議会 会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府生物多様性地域戦略の中間見直しについて (諮問)

生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条の規定により策定した大阪府生物多様性地域戦略の中間見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

「大阪府生物多様性地域戦略」(以下「本戦略」という。)は、「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、「2030大阪府環境総合計画」の生物多様性分野の個別計画として、令和4年3月に策定したものです。

本戦略では、「全てのいのちの共生」を2030年の実現すべき姿とし、その実現に向けて、「生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進」、「自然資本の持続可能な利用、維持・充実」及び「生物多様性に資する仕組みづくりの推進」の3つの取組方針に基づき施策・事業を進めています。

本戦略の策定以降、府では生物多様性の保全に取り組むことを宣言する府内の事業者や団体を登録し、府がPRやサポートを行う「おおさか生物多様性応援宣言」登録制度の推進をはじめ、日常生活の中で出来る生物多様性配慮行動を紹介する普及啓発用ウェブサイト「生物多様性くらしナビ まいのちosaka」の開設など、事業者、保全団体、府民、行政が一体となって、生物多様性保全に向けた取組を進めてきました。

こうしたなか、令和4年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部」において、2030年までの新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されており、国においても、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、新たな目標や新規施策が示されています。また、本年4月には「地域生物多様性増進法」が施行され、国や地方公共団体と事業者や国民、民間団体が連携し、地域における生物多様性の増進のための活動を促進することが求められています。

こうした状況を鑑み、府としては、これまでの取組状況の成果を検証し、 本戦略を見直す必要があると考えています。

以上を踏まえ、本戦略の見直しにあたって、貴審議会の意見を求めるものです。